

◆「交通基本法」の理念に基づく鉄道分野への予算配分と政策推進を求める意見書

意見案第2号

「交通基本法」の理念に基づく鉄道分野への予算配分と
政策推進を求める意見書

政府は本年3月30日に「交通基本法の制定と関連施策の充実に向けて－中間整理－」を公表した。この理念からみて、環境問題やまちづくり政策など、持続可能な交通、社会づくりに資する鉄道分野の充実、発展は、21世紀に求められる国家的な重要政策であると考えられる。

一方、4月27日の「行政刷新会議ワーキンググループ」の「事業仕分け第2弾」では、鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定の利益剰余金（平成20年度末で約1兆3,500億円）を国庫返納することが決められた。「交通基本法」の理念と、当該勘定の資金が国鉄改革や整備新幹線の敷設の経過で生じてきた事実に鑑みれば、この資金は単に国庫返納するのではなく、未だ達成されていない国鉄改革の目標であるJR北海道をはじめとする三島会社及びJR貨物の経営自立や経営基盤の強化への助成や、整備新幹線の建設、少子高齢化や過疎化など厳しさの増す並行在来線の維持に関連する施策等に有効に活用すべきものと考えられる。

よって、政府は、制定へ検討を進める「交通基本法」の理念に基づき、平成23年度予算編成において、持続可能な交通の形成に向け、次の事項を実施されるよう強く要望する。

記

- 1 高速道路料金の割引や無料化施策に起因したJRやバス等の公共交通機関の減収に対する助成措置を講じること。
- 2 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定の利益剰余金については、国庫に返納させることなく、JR北海道をはじめとする三島会社及びJR貨物の経営支援策の恒久化を含む助成策の実施、整備新幹線の計画的な建設推進、および並行在来線の安定経営による貨物鉄道ルートと地域交通の維持のための対策等、地方路線の維持・活性化にむけた助成策を実施できるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月29日

北海道遠軽町議会

提出先 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣